

レジュメ原稿様式

「意思決定支援て何だろう？」

～支援の「質」向上のために～

○発表者名 社福) 祥和会 わかとり作業所
共同研究者名 林原 正彦 中澤 理絵 信瀬 薫

1. 問題提起

当法人では令和 5 年度の法人内研究発表のテーマを「意思決定支援」とし実施している。各事業所が 1 年間研究した内容であり、事例等も含めた大変勉強になる内容だったが、反面事業所により意思決定支援の考え方にバラつきがあるようにも感じた。

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方」の改訂事項の中に「意思決定支援の推進」が盛り込まれている。これまで以上に意思決定支援の重要性が増す中、法人内全事業所で意思決定支援の標準的な考え方、プロセスを共有し支援の質を向上させたいと思いこの取り組みを始めた。

2. 目的

- ・平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省から提示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」から「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意事項」を法人全体で共有する。
- ・意思決定支援を学ぶことで「対人援助の標準的な物差し」を個々で意識し支援の質を向上させる。

3. 方法

- ①意思決定支援関連動画「ともに生きる社会を支える～意思決定支援～」3 部作を鑑賞しチーム内の考え方を共有する。
- ②「意思決定支援ガイドライン」を読み合わせ、話し合い「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意事項」の考え方をより深める。
- ③外部研修から意思決定支援の新たな気づきを共有する。
- ④標準的な意思決定支援の考え方をまとめる。

4. 成果・課題

(1) 何故意思決定支援が推進されるのか

・2008 年（平成 20 年）5 月に国連が発効した「障害者の権利に関する条約」（以下障害者権利条約）に日本は 2014 年（平成 26 年）1 月 20 日に批准している。条約は憲法よりは下位に位置するが、法律よりは上位に位置するものである。そのため「障害者総合支援法」は「障害者権利条約」が求める水準をみたさなければならない。2022 年（令和 4 年）8 月 22 日、23 日に障害者権利委員会による対面審査が実施され、同年 9 月 9 日に国連から履行状況の「総括所見」が公表される。その際の勧告事項により条約の基準を満たしていないことから国は「意思決定支援の推進」を令和 6 年報酬改定に盛り込んだと考えられる。

(2) 意思決定は誰もがやっている

- ・私達は障がいの有無関係なく、毎日あらゆる場面で意思決定している。朝起きて「朝食はごはんにしようか、パンにしようか」「服は何を着ようか」等、意思決定の連続である。
- ・その連続する意思決定を障がいの影響から苦手だったり、経験する機会が少なかったことが

わかとり作業所

原因で意思決定が難しい方がいる。

(3) 意思決定は2つの種類がある

① 小さな意思決定

(2) でも例で上げたように「朝食、衣類の選択、外出、排泄、整容、入浴」等日常生活に関する意思決定。支援者としては日々の支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 大きな意思決定

「自宅からグループホームや入所施設に住まいの場を移す」「私はA事業所からB会社に就職したい」等、生活環境が大きく変わる意思決定支援にこの要素が含まれる。

・「小さな意思決定」の積み重ね、経験が「大きな意思決定」につながっていく。

(4) 信頼関係と環境からの影響

・意思決定を行う際、支援者、家族等の信頼関係によりご本人の判断に大きな影響が出ることが考えられる。「信頼しているAさんからの提案ならやってみようかな」等

・環境についても普段生活、活動していて慣れた環境なのか。初めての場所で緊張してしまう環境では普段通りの意思表示をすることは難しい。

(5) ご本人がわかりやすい方法を選択する

・開かれた質問から自己選択が難しい場合、ご本人が理解できる方法で選択できるようにあらゆる工夫が必要。

(口頭説明で理解できない方については、紙に書く、絵カード、写真から選択してもらう等)

・ご本人が選択できるまでゆっくり待つ姿勢や雰囲気を作ることも大切。

(6) リスクの許容の判断

・ご本人の選択がご本人にとって不利益が及ぶ場合もその意思決定を否定するのではなく、最大限尊重しなければならない。支援者はリスクに対しての対応を検討する必要がある。

(食事制限のある方が制限されているものを食べたいといわれた場合、どの程度の量までなら食べられるのか、同じような料理で低カロリーの物を提案できないのか等)

・他者への権利を阻害する、又は犯罪行為についてはご本人の意思とは言え許容できないことをしっかり説明しなければならない。

(7) 最善の利益の判断

・ご本人の意思を推定することがどうしても困難な場合、関係者で協議し最善の利益を判断しなければならない。その際最も注意しなければならないのは関係者の代行決定がご本人にとって本当に望むものなのか慎重に検討し、意にそぐわなければ見直しをしなければならない。

(8) チーム支援の必要性

・意思決定支援を実行するためには様々な関係機関が連携する必要がある。ご本人を中心に、家族、親戚、知人、成年後見人、相談支援事業所、行政、福祉事業所等が連携し多様な視点からご本人の意思決定支援を進めていかなければならない。

5. まとめ

この研究を始める前は「意思決定支援は重度障がい者に対する特別な支援である」と誤解していた。研究を進めるにつれ「意思決定支援はご本人の希望、思い、暮らしに耳を傾け、理解し、共有し支援に反映させる。ご本人を中心としたケアマネジメントであり、今までの支援と大きな違いはない」との結論をチーム内で共有することができた。半面その日常的な支援をより専門的に実行しなければいけないということに身が引き締まる思いも感じている。ご本人の思い、願い、夢に耳を傾け、サービス等利用計画書、個別支援計画書に反映させ、モニタリングで評価、見直しを行い、PDCAサイクルをよりきめ細やかに実行し、意思決定支援を推進していきたい。

わかとり作業所

⋮	⋮	⋮

2ページ以内に収めてください。